

## 農地賃借料情報の提供について

「農地法の一部を改正する法律」が平成21年12月15日に施行されたことに伴い、「標準小作料」が廃止され、これに代わり、農業委員会が農地の賃借料情報を行うことになっています。

これにより、農地法第52条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃借された実勢の賃借料を集計し、情報提供をします。賃借料を決定する際の参考として御活用下さい。

なお、この「賃借料情報」は、実勢の集計値であり、拘束力はありませんので、実際の契約の際には、貸し手と借り手の当事者同士でよく協議したうえで柔軟に締結してください。

平成29年12月15日

三朝町農業委員会

### 1 田（水稻）の部 (10アール当たり)

区 分	平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
三朝町全域	5,085円	10,000円	2,000円	230	対象外データ数 ・無償 94 ・物納 16

### 2 畑（普通畑）の部 (10アール当たり)

区 分	平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
三朝町全域	3,727円	5,000円	3,500円	11	対象外データ数 ・無償 13 ・物納 0

### 3 畑（樹園地(梨)）の部 (10アール当たり)

区 分	平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
三朝町全域	— 円	— 円	— 円	—	対象外データ数 ・無償 6 ・物納 0

※データ数は、集計に用いた筆数です。

賃借料を物納支給（例：米〇〇kg）としている場合は、データから除外しています。

金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

平均額は、各区分の平均値（四捨五入前）をデータ数により平均した値です。

